

熊本地域振興 I C カードポイントサービス取扱規則

第1条(本規則の目的)

本規則は、株式会社肥後銀行（以下、「当行」といいます。）が発行する、金銭的価値等を記録することができる熊本地域振興 I C カード（以下、「熊本 I C カード」といいます。）の保有者に対して、熊本地域振興 I C カードポイントサービス（以下、「本サービス」といいます。）の内容および適用条件を定め、利用者の利便性向上と業務の適正な遂行を図ることを目的とします。

第2条(適用範囲)

1. 本サービスにかかわる取扱いについては、本規則の定めるところによります。
2. 熊本地域振興 I C カード交通事業者（以下、「交通事業者」といいます。）における、熊本 I C カードを媒体とする乗車券等の交通乗車証票としての使用については、交通事業者の旅客営業規則等の定めるところによります。
3. 熊本地域振興 I C カード加盟店（以下、「加盟店」といいます。）における、商品・サービス等の決済手段としての熊本 I C カードの使用については、「熊本地域振興 I C カード電子マネー取扱規則」等の定めるところによります。
4. 会員における、会員WEBサイトの利用については、「熊本地域振興 I C カード会員WEBサイト利用規則」等の定めるところによります。
5. 本規則が改定された場合、以後の本サービスにかかわる取扱いについては、改定された規則の定めるところによります。
6. 本規則および本規則に基づいて定められた規定は、予告なしに変更されることがあります。
7. 本規則に定めのない事項については、法令および熊本地域振興 I C カード取扱規則等の定めるところによります。

第3条(用語の定義)

本規則における主な用語の定義は、次の各号に掲げるとおりとします。

- (1) 「交通事業者」とは、「熊本地域振興 I C カード取扱規則」に定める交通事業者をいいます。
- (2) 「加盟店」とは、「熊本地域振興 I C カード電子マネー取扱規則」に定める加盟店をいいます。
- (3) 「熊本地域振興 I C カードポイント」（以下、「ポイント」といいます。）とは、本規則の規定にしたがって付与されるポイントのことをいい、当行が管理する熊本地域振興 I C カードセンターに記録、蓄積され、熊本 I C カード利用時の翌日以降に付与されます。
- (4) 「会員」とは、記名式熊本地域振興 I C カードの所有者が、「熊本地域振興 I C カード会員WEBサイト利用規則」に同意し、会員WEBサイトで当行所定の方法により登録を行った者をいいます。

第4条(ポイントの付与)

1. 交通事業者における熊本 I C カードの利用により、交通事業者所定の基準に従ってポイントが付与されます。

2. 加盟店における熊本ICカード又はクレジット熊本ICカードの利用により、加盟店所定の基準に従ってポイントが付与されます。
3. 当行、交通事業者および加盟店が実施する施策等により一定の条件のもとでポイントが付与されます。
4. 当行、交通事業者および加盟店は、ポイントの付与基準等を予告なく改定することがあります。

第5条(ポイントの確認)

1. ポイントの残高は、所定の機器、加盟店が発行するレシート及び会員向けに提供された会員WEBサイトで確認することができます。
2. ポイントの付与履歴は、会員向けに提供された会員WEBサイトで直近40件まで確認することができます。

第6条(ポイントの引継ぎ)

記名式熊本ICカードの紛失、盗難、障害等による再発行等の場合は、ポイント残高は新たな熊本ICカードへ引継げるものとします。

第7条(ポイントの利用)

1. ポイントは1ポイント1円で利用することができます。
2. ポイントは、所定の方法によりSF及び電子マネーに交換することができます。
3. ポイントをSF及び電子マネーに交換する場合は、1ポイント1円で交換することができます。
4. ポイントは、付与の古い順序で交換されるものとします。
5. ポイントは現金と交換することはできません。
6. 複数のカードのポイントを合算すること、およびポイントを他のポイント又はそれに準じるものと合算することはできません。
7. ポイントを他の利用者へ譲渡することはできません。

第8条(ポイントの効力)

1. ポイントは、熊本地域振興ICカードセンターに記録された時点で有効となり、その日をポイント付与日とします。
2. 当年3月から翌年2月までに加算されたポイントは、翌々年2月末までを有効期限とします。有効期限を過ぎたポイントは自動的に失効します。
3. 熊本地域振興ICカード取扱規則第22条に定める事由に該当した場合、新たに付与されるポイント、およびそれまでに付与された累計ポイントは全て無効とします。
4. 熊本地域振興ICカード取扱規則第28条にもとづき熊本ICカードを解約する場合、解約する時点で有効となっていないポイント、およびそれまでに付与された累計ポイントは当該カードの解約と同時に消滅するものとします。
5. 偽造、変造その他不正に作成されたポイントを使用することはできません。

第9条(ポイントの訂正)

当行は、次の場合に、利用者が保有するポイントを訂正することができるものとします。

- (1) 利用者が、法令に違反し、その他当行が定めた方法以外で不正にポイントを手に入れた場合。
- (2) 利用者が、本規則又は別に定めた各種規則に違反した場合。
- (3) 当行、交通事業者および加盟店が、錯誤によりポイントを付与した場合。
- (4) 第4条に従って付与されたポイント数と齟齬がある場合。
- (5) その他、当行がポイントを訂正することが適切であると判断した場合。

第10条(返品・払いもどし時の処理)

利用者が、加盟店において商品の購入時・サービス等の申込時にポイント付与の対象となった商品・サービス等の返品・払いもどし等を請求する場合は、当該ポイントが付与された熊本ICカード、および当該商品等に係るレシート一式を提示しなければなりません。この際、ポイント残高から返品・払いもどし相当額のポイントを差し引きます。

第11条(電子マネーの取扱い)

1. 一旦電子マネーに交換したポイントは、再びポイントへ交換することはできません。
2. 電子マネーへの交換に関しては、利用者の交換申込みを受付けた時点の定めを適用します。
3. 当行、交通事業者および加盟店は、電子マネーの紛失・盗難等を理由とする電子マネーの再提供および補償の義務を負いません。また、利用者が利用しなかった電子マネーの保障に関して、当行、交通事業者および加盟店はその責めを負いません。

第12条(制限又は停止)

1. 当行は以下の場合、全て又は一部の交通事業者、加盟店における熊本ICカードの取扱いを制限又は停止をすることがあります。
 - (1) 天災、停電、通信事業者の通信設備異常、コンピュータシステム異常等の不可抗力により熊本ICカードの取扱いが困難であると当行が認めた場合。
 - (2) コンピュータシステムの保守等やむを得ない事情により当行が熊本ICカードの取扱いの中止を必要と判断した場合。
2. 本条に基づく本サービスの制限又は停止に対し、当行、交通事業者および加盟店はその責めを負いません。

第13条(免責事項)

1. 記名式熊本地域振興ICカードを紛失した場合、又は盗難にあった場合等に、利用者が当該カードの紛失再発行の取扱いを行わなかった場合、および再発行登録票発行日における当該カードの解約やポイントの交換等で生じた利用者の損害については、当行、交通事業者および加盟店はその責めを負いません。

ん。

2. 車載器等の機器障害や輸送障害、又は運営上の都合により、やむを得ず熊本 I C カードが利用できないことによって、当該利用に対するポイントの付与ができない場合であっても、当行、交通事業者および加盟店はその責めを負いません。
3. その他、当行、交通事業者および加盟店の責任に帰すことができない事由から発生した利用者の損害については、当行、交通事業者および加盟店はその責めを負いません。

附則 1

1. この規則は、平成 27 年 4 月 1 日から適用します
2. 第 5 条 2 項 履歴照会件数の変更（20 件→40 件）
3. 運営会社を株式会社肥銀コンピュータサービスから肥銀カード株式会社へ変更

附則 2

1. この規則は、2024 年 7 月 1 日から適用します
2. 運営会社を肥銀カード株式会社から株式会社肥後銀行へ変更